

# 資料：グリーン調達基準(第6版)取引先説明会

## 内容

### 製品含有化学物質管理方針について

1. 化学物質規制の状況
2. 製品含有化学物質管理
3. まとめ

### グリーン調達基準第6版について

1. 改定の背景と対応
2. グリーン調達基準 第6版
3. グリーン調達基準第6版の公開
4. 取引先様へのお願い

### 調査依頼とchemSHERPA による回答方法

chemSHERPA®とは

1. chemSHERPA 「調査依頼ファイル」での調査回答
2. chemSHERPAデータでの新規/既存品の調査回答
3. 「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」での回答
4. 調査依頼とchemSHERPAでの回答のお願い

# 製品含有化学物質管理方針について

日本電子株式会社

# 目次

---

1. 化学物質規制の状況
2. 製品含有化学物質管理
3. まとめ

# 1. 化学物質規制の状況

---

## ①はじめに

現在、化学物質の管理に関する制度・規制は大きく動いています。

- ・ 日本：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- ・ EU：欧州REACH規則
- ・ 米国：米国のTSCA（Toxic Substances Control Act）

この他、近年では中国、韓国、および東南アジア諸国も独自の化学物質規制制度を制定しています。

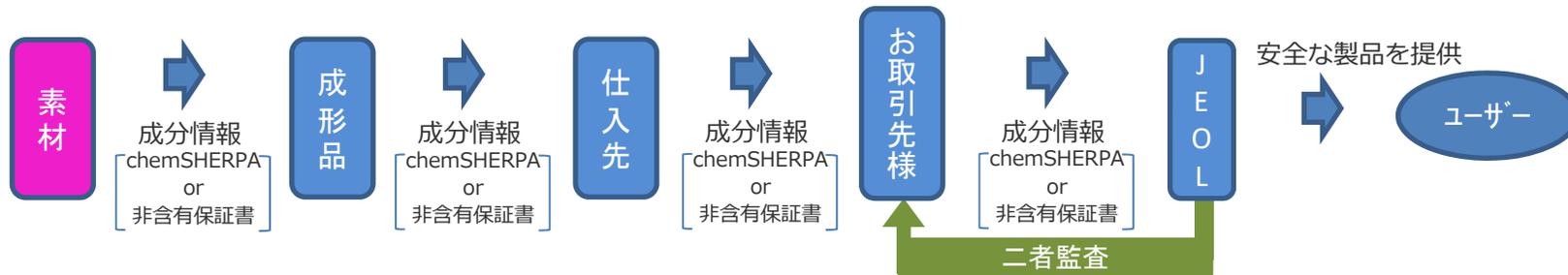
このような中、ものづくりを生業としている我々は、化学物質の規制対応を避けて通るわけには行かない状況です。

そこで、JEOLグループでは取引先の皆様と共に製品含有化学物質管理を進める為、グリーン調達基準を第6版に改定致します。

## 2. 製品含有化学物質管理

### ① 情報伝達の必要性

- 素材から最終製品に至るサプライチェーンに沿って、自社製品の製品含有化学物質情報を川下に伝達する。
- 含有化学物質のエビデンス（成分情報）の入手と、管理体制の整備。



### ② 製品含有化学物質管理基準を明確にする

→ **グリーン調達基準 第6版の導入（2023年11月1日開始）**

### ③ 購買製品の製品含有化学物質情報の入手

→ **chemSHERPA-AI/CIデータで収集する。（非含有保証書も併用）**

- 含有成分の情報を報告いただくことで、「化学物質」の含有状況や、該当する環境法令を把握できるので、頻繁で多大な数の調査に関わる負荷を減らす事ができます。

### ④ 化学物質の管理状態の確認

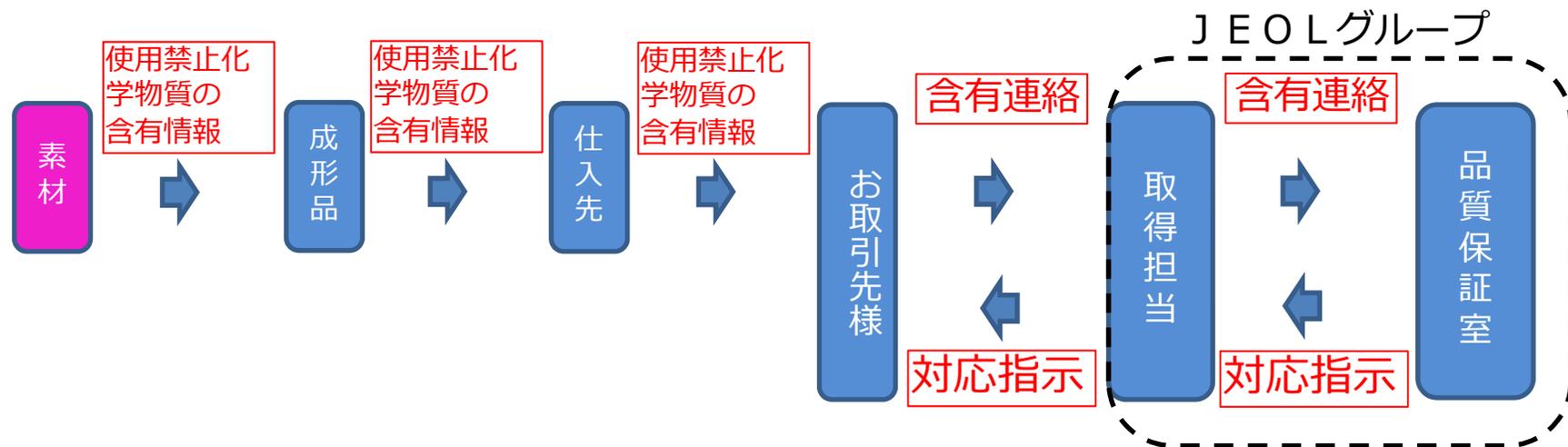
→ **取引先評価によるサンプリング、および二者監査で確認**

- 製品含有化学物質管理等の状況を確認。

## 2. 製品含有化学物質管理

### ⑤使用禁止化学物質の含有が発覚した時の対応

- JEOLグループへの納品物に使用禁止化学物質（日本電子グループ グリーン調達基準で使用を禁止している化学物質）の含有を確認した場合は、直ちにJEOLグループ取得担当に報告する事。（使用禁止化学物質以外の化学物質で、法律で使用が禁止されている規制物質が含有している場合も同様です。）
- 含有連絡の内容を確認し、品質保証室からJEOLグループ取得担当経由で取引先様に対応方針を連絡致します。



### 3. まとめ

---

- ① グリーン調達基準 第6版は2023年11月1日から実施します。
- ② 納品物の製品含有化学物質情報の報告はchemSHERPA-AI/CIデータを基本としますが、非含有保証書も併用します。
- ③ 納品物に各国の法律で使用が規制されている物質、およびJEOLの使用禁止物質の含有を確認した時は、直ちにJEOLグループ取得担当に連絡してください。
- ④ 取引先評価によるサンプリング、および二者監査により、取引先様の化学物質管理状況を確認させていただきます。

# グリーン調達基準第6版について

日本電子株式会社

# 目次

---

1. 改定の背景と対応
2. グリーン調達基準 第6版
  - 2.1 目的
  - 2.2 適用範囲
  - 2.3 調達資材の化学物質管理方針
  - 2.4 取引先様への要求事項
  - 2.5 調達品への要求事項
3. グリーン調達基準第6版の公開
  - 3.1 グリーン調達基準第6版発行に伴う変更
4. 取引先様へのお願い

## 1. 改定の背景と対応

---

各国の含有化学物質規制等により、製品への含有禁止となる化学物質が増加している

- 規制の増加により、非含有の管理が難しくなってきた  
(現状と今後の対応)

規制が増える度に短期間での回答を要求してきた

⇒「非含有で納入」になるまでの優先度を前もってお知らせし、調査期間の確保と優先度に対応した含有化学物質の管理を依頼

- 規制が増えるたびに非含有対象の化学物質が増え、調査回数も増加する

(現状と今後の対応)

対象が増えるたびに含有調査をおこなってきた

⇒成分情報を管理し、調査回数の減少と簡易化

## 2. グリーン調達基準 第6版

---

現状（第5版）からの主な変更点

### 化学物質の管理区分

- ①従来の「**使用禁止物質**」だけの化学物質管理から、「**使用禁止化学物質**」、「**使用禁止化学物質候補**」、「**管理化学物質**」の3つのレベルによる管理へと変更
- ②対象の化学物質を「**管理対象化学物質リスト**」として纏め公開
- ③「**使用禁止化学物質候補**」について、納入禁止時期までに**非含有化対応を要求**

### 納入品の成分情報管理

- ④納入品の**成分情報の把握と管理を要求**

## 2.1 目的

---

- グリーン調達基準は、日本電子グループの製品に使用する部材に含有する化学物質について、使用を禁止する、および管理を必要とする化学物質を明確にします。

⇒ 取引先様での製品含有化学物質管理をお願いします。

- そして、調達する部材等に対する化学物質の調査・管理方法を定め、各国の環境関連法規の遵守と環境負荷低減を図り、取引先様と共に地球環境の改善に貢献することを目的とします。

⇒ 法令遵守と環境負荷低減に御協力ください。

## 2.2 適用範囲

---

- 日本電子グループが生産・販売する製品を構成する
  - 原材料
  - 部品
  - 装置
  - 半製品
  - 消耗品
  - 包装材
  - 補助材料（副資材）
  - 等

すべての調達品（自達品・二次処理なども含む）に適用します。

## 2.3 調達資材の化学物質管理方針

化学物質をリストアップし、3種類に区分して管理する

管理区分名称	管理区分	概要
使用禁止化学物質	禁止	日本電子グループが製品への使用を禁止した化学物質。 含有している納入品は納入禁止です。
使用禁止化学物質候補	禁止候補	将来、日本電子グループが製品への使用を禁止する化学物質。 含有している納入品は、非含有化対応が必要です。
管理化学物質	管理	材料・部品等に含有している量を把握・管理する化学物質（規制される可能性がある化学物質を含む）。 ⇒ 納入品のchemSHERPAでの成分情報管理が必要です。

## 2.4 取引先様への要求事項

---

### 持続的なグリーン調達を実現するための要求事項

1)環境マネジメントシステム（ISO14001、KES等）の第三者認証の取得（推奨）、あるいはそれに代わる仕組みの構築をお願いします。

⇒ 仕組みの構築（化学物質の責任者選定を含む）をお願いします。取引先評価および2者監査にて確認させて頂きます。

2)「管理対象化学物質リスト」に掲載された化学物質について、日本電子グループへ納入する全ての調達品への含有状況の把握と管理をお願いします。

⇒ 詳細は「2.5 調達品への要求事項」で説明致します。

## 2.4 取引先様への要求事項

---

3)含有化学物質調査への御協力をお願いします。

⇒ 詳細は「2.5 調達品への要求事項」で説明致します。

4)日本電子グループが製造を委託し、製品・部品を製作いただく取引先様は、「指定化学物質 不使用保証書」（最新様式）の提出をお願いします。

⇒ 最新の「管理対象化学物質リスト」より「使用禁止化学物質」の不使用の保証をお願いします。

消耗品・補助材料・二次処理なども対象となりますので漏れなく確認ください。

その際「二次処理（表面処理）」「補助材料（副資材）」

「材料コード」の指定について不明な場合は、取得担当者まで問い合わせください。

## 2.5 調達品への要求事項

---

調達品について「管理対象化学物質リスト」の管理区分に応じ、以下の対応をお願いします。

### 1) 「使用禁止化学物質」 (管理区分：禁止)

含有していない調達品を納入してください (日本電子グループが指示した場合を除く)。

含有が判明した場合は、直ちに弊社取得担当者まで連絡ください。

### 2) 「使用禁止化学物質候補」 (管理区分：禁止候補)

「管理対象化学物質リスト」に記載されている「納入禁止時期」までは、従来通り納入してください。

その間に「使用禁止化学物質候補」の含有調査を行い、含有が判明した場合は、「納入禁止時期」までに非含有化対応してください。

「納入禁止時期」までに非含有化が難しい場合には、速やかに弊社取得担当者まで連絡ください。

## 2.5 調達品への要求事項

---

### 3) 「管理化学物質」

調達品の含有状況を把握し、要請に応じ報告してください。

⇒ chemSHERPA（または「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」）による製品含有情報の管理をお願いします。

### 4) 成分情報の報告

納入品に含有している化学物質の成分情報は、chemSHERPA様式で報告をお願いします。

成分情報を報告・提出できない場合、代わりに「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」（最新様式）、またはメーカー発行の「非含有保証書」等を報告してください。

5) 日本電子グループからの指示以外で材料・部品などの成分が変わる場合には、「4M変更申請書」にて報告し承認を得てから変更してください。

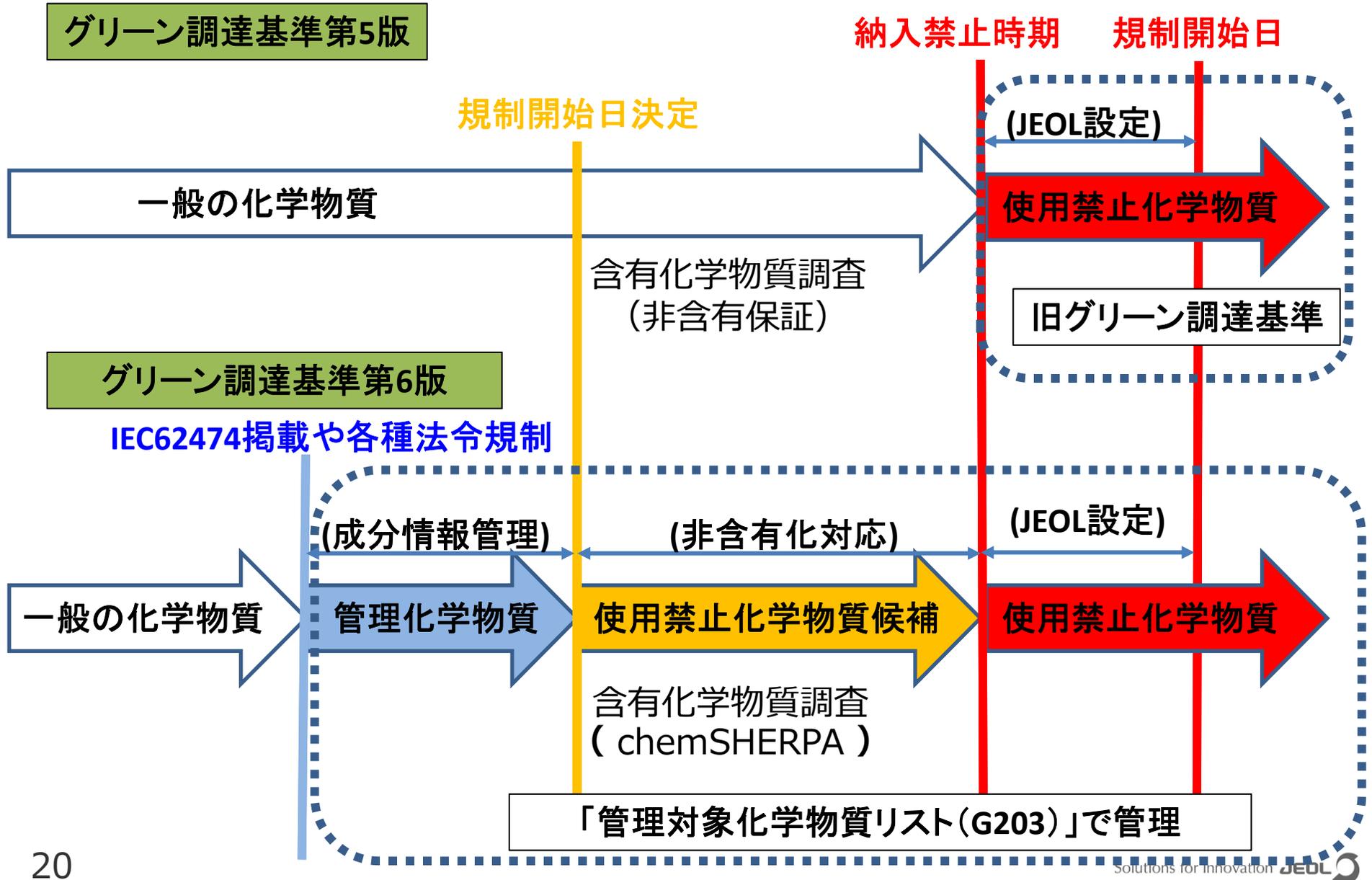
### 3. グリーン調達基準第6版の公開

---

下記を2023年11月1日にJEOL Webサイトに掲載します。

- グリーン調達基準(第6版) (PDF ファイル)
  - 管理対象化学物質リスト (PDF ファイル)
  - 「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」  
(Excel ファイル)  
2種類：RoHS用とRoHS以外用
  - 「指定化学物質 不使用保証書」 (PDFファイル)

### 3.1 グリーン調達基準第6版発行に伴う変更



## 4. 取引先様へのお願い

---

### (1) 管理化学物質の管理

- 環境マネジメントシステムの第三者認証の取得（推奨）、あるいはそれに代わる**仕組みの構築**（化学物質の責任者選定を含む）をお願いします。
- 納入する品目の**成分情報**を、川上企業から**入手**してください
- **仕入先へ管理化学物質管理の指導**をお願いします。

## 4. 取引先様へのお願い

---

### (2) 含有化学物質調査の回答

- 調査依頼書記載の回答期限までに回答をお願いします。
- chemSHERPAの成分情報で回答をお願いします。
- 川上企業からの情報が得られない場合「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」の判定欄に「調査中」として、期限までに一次回答をしてください。その際、回答できる期日を備考欄に記載をお願いします。
- 調査を継続し、情報が得られたらchemSHERPAまたは「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」により回答をお願いします。
- 含有化学物質の回答の詳細はQ&Aを参照してください。

## 4. 取引先様へのお願い

---

### (3) 「使用禁止化学物質候補」の非含有化

- 規制開始日が決まったら「**管理対象化学物質リスト**」を**更新**し管理レベルを「**管理**」から「**禁止候補**」に移行します。  
(ホームページ上で更新連絡)
- **非含有化への対応**をお願いします。
- 材料・部品の成分が変わる場合には、「**4M変更申請書**」にて報告をお願いします。
- 「**納入禁止時期**」までに**非含有化が難しい**場合には、**速やかに弊社取得担当者まで連絡**ください。

# 調査依頼とchemSHERPA による回答方法

日本電子株式会社

## chemSHERPA®とは

---

### chemSHERPA

#### 製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム

サプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達のため、サプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム（川上から川下まで）が必要となります。

そのためサプライチェーン全体でchemSHERPAを使用することで、共通の管理（情報伝達）が可能となります。

- 詳細は chemSHERPA の Web サイトをご覧ください。

<https://chemsherpa.net>

chemSHERPAは、アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) がデザインし、運用しています

※「chemSHERPA」、JAMPは、一般社団法人産業環境管理協会の登録商標です。

# chemSHERPA®とは



(アークティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) ホームページより引用)

chemSHERPAは、サプライチェーン・パートナーシップ基本方針に従い、chemSHERPA利用ルール、管理ガイドラインに基づき利用する

データ作成支援ツールは、下記のWebページより入手のうえ、ご利用ください

<https://chemsherpa.net/tool>

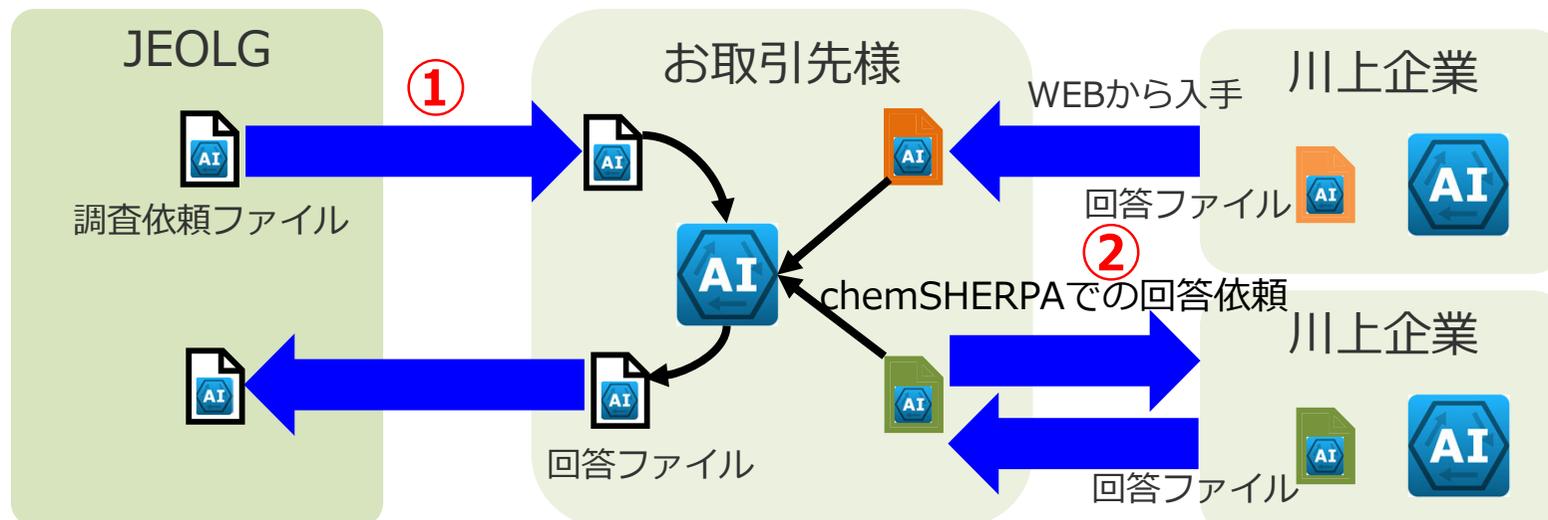
# 目次

---

1. chemSHERPA 「調査依頼ファイル」での調査回答
2. chemSHERPAデータでの新規/既存品の調査回答
3. 「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」での回答
4. 調査依頼とchemSHERPAでの回答のお願い

# 1. chemSHERPA 「調査依頼ファイル」での調査回答

chemSHERPA 「調査依頼ファイル」で依頼された場合



日本電子グループへ納入する全ての調達品について、chemSHERPAデータを要求します。

## ①調査依頼

- ・ chemSHERPAデータ作成用の「調査依頼ファイル」を送付します。

## ②データの入手

- ・ 川上企業（購入元）からchemSHERPA データを入手してください。
- ・ 記載されている「依頼者製品情報」の製品品番にあるすべての部品（JEOL 部品番号。P/N）ごとに、川上企業（購入元）からchemSHERPA データを入手してください。

# 1. chemSHERPA 「調査依頼ファイル」での調査回答

- 調査依頼ファイルを開いた例：

chemSHERPA-AI (作成支援) ツール 基本情報画面 ToolVersion : chemSHERPA-A2.08.00

ファイル 会社情報 言語(Language) ツール ChemSHERPA-AI 成形品ツール

■ 基本情報 画面

発行者・承認者情報

整理番号 *	伝達事項	依頼者情報	<input checked="" type="checkbox"/> 依頼者情報の有/無
作成日 * <yyyy-mm-dd>	<input type="checkbox"/> 成分情報	整理番号 *	0553 SCA2108
	<input type="checkbox"/> 違法判断情報	依頼日 *	2021-08-10
		回答期限	2021-09-03
		項目	英語 日本語
		会社名 *	JEOL Ltd. 日本電子株式会社
		依頼者名 *	Makoto Funakiri 船切 誠
		依頼者コメント	

エリア  IEC62474 SCIP情報  成分情報  違法判断情報

エリア  IEC62474

製品・部品情報  製品情報  管理情報 作成済データ引用 削除 行追加

全選択	成分	違法	製品名	製品品番	製品名	製品品番	メーカー名	質量	質
<input type="checkbox"/>									
1	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	サ-キレ-ク(ティオン)入	48005157700					
2	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	ホ-ウ-ソ-ゴ-ム(カク)	408003391					
3	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	ホ-ウ-ソ-ゴ-ム(カク)	408003430					
4	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	ホ-ウ-ソ-ゴ-ム(カク)	408003758					
5	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	ホ-ウ-ソ-ゴ-ム(カク)	408003944					
6	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	ホ-ウ-ソ-ゴ-ム(カク)	408004240					
7	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	ホ-ウ-ソ-ゴ-ム(カク)	408005955					
8	<input checked="" type="checkbox"/>	表示	ホ-ウ-ソ-ゴ-ム(カク)	408006340					

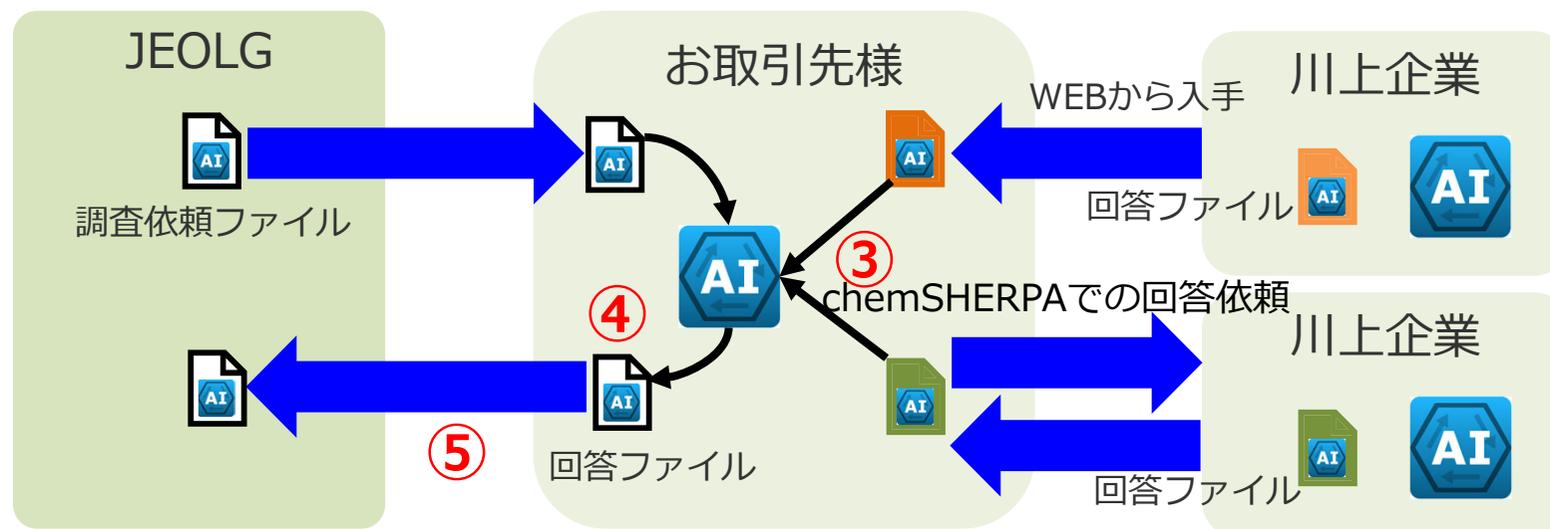
エラーチェック 一時保存 出力(依頼) 出力(承認)

ここがチェックされていると、「依頼者製品情報」が表示されます

「依頼者製品情報」の「製品品番」に、JEOL 部品番号 (P/N) が記載されています

# 1. chemSHERPA 「調査依頼ファイル」での調査回答

chemSHERPA 「調査依頼ファイル」で依頼された場合



## ③データ読込

- ・川上企業から入手したデータを、chemSHERPAの調査依頼ファイルに読込んでください。

## ④回答ファイル作成

- ・chemSHERPAの「出力（承認）」行い、承認された回答ファイルを作成してください。

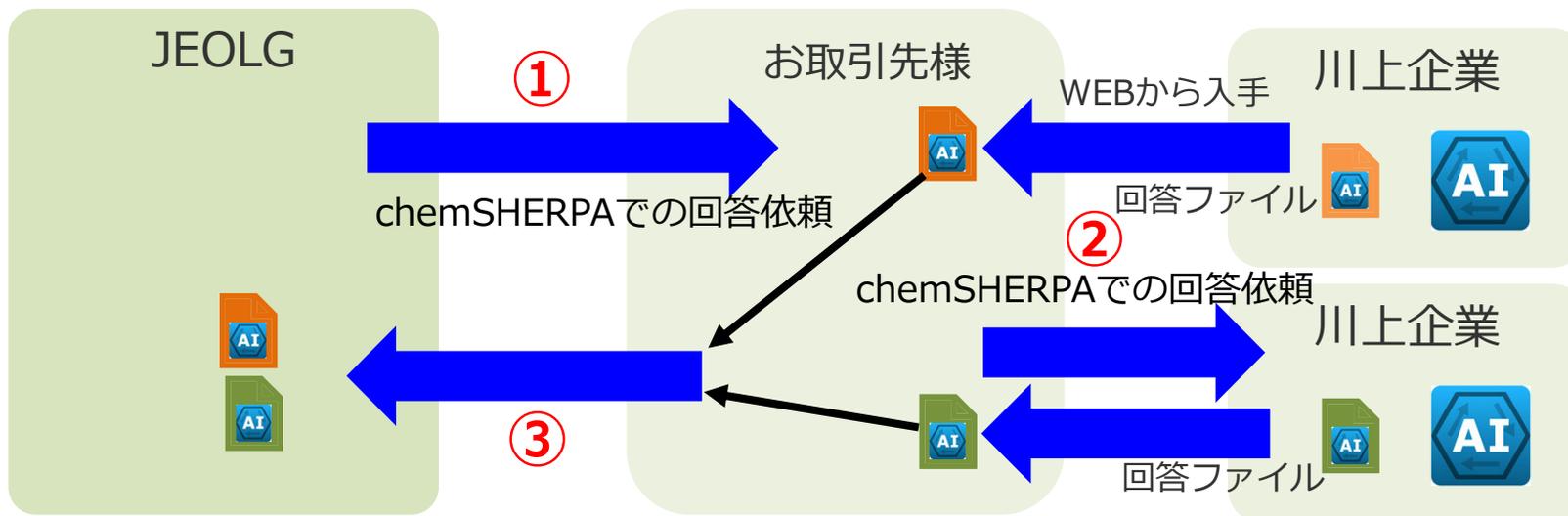
## ⑤回答ファイルの送付

- ・作成した回答ファイルを、弊社取得担当者に送付してください。

※概要は「2. chemSHERPA 「調査依頼ファイル」の回答手順」参照して下さい。

## 2. chemSHERPAデータでの新規/既存品の調査回答

JEOLからchemSHERPA データを依頼され、川上企業のchemSHERPAで回答する場合



### ①調査依頼

- ・ chemSHERPA データを依頼します（調査依頼ファイル未使用）。
- ※ 「調査依頼ファイル」が必要な場合は、取得担当者に依頼してください。

### ②データの入手

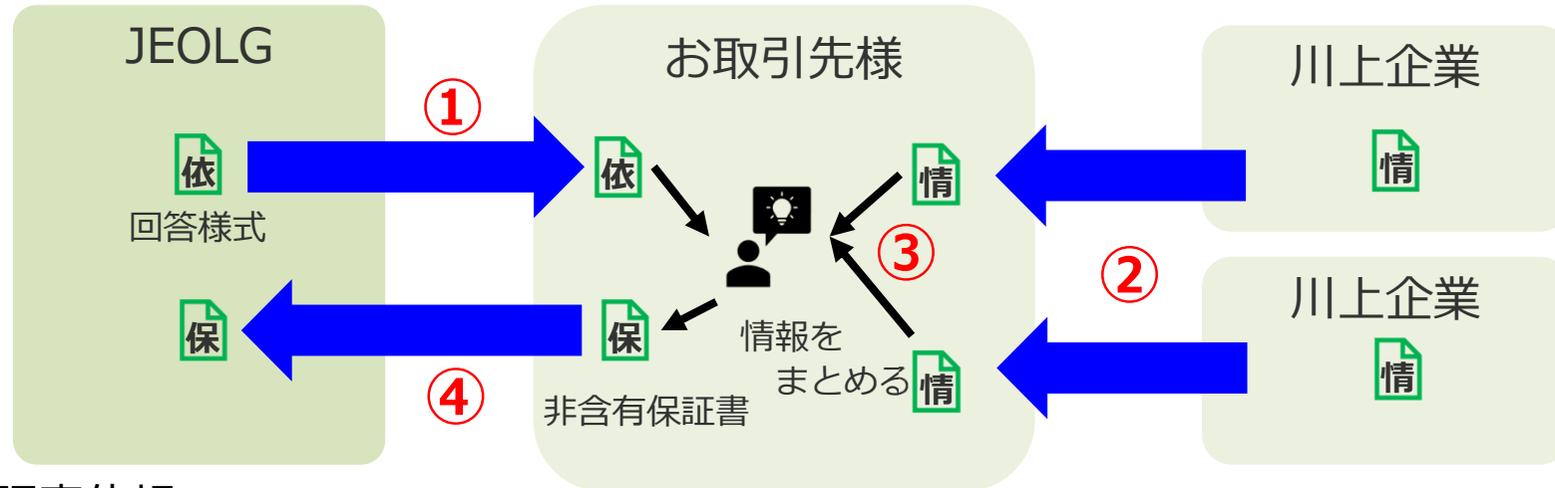
- ・ 納品を依頼する部品のchemSHERPA様式のデータを、川上企業へ要求してください
- ・ WEBサイトからダウンロードできるメーカーもあります。

### ③データの送付

- ・ 入手したchemSHERPAデータを、取得担当者（依頼者）に送付してください。

### 3. 「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」での回答

chemSHERPAデータで回答できない場合



#### ①調査依頼

- ・ 対象品の「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」を送付します。

#### ②データ入手

- ・ 川上企業から、調査対象となった化学物質の含有／非含有情報を入手してください。

#### ③情報のまとめ

- ・ 入手した情報を基に、調査対象である部品番号の含有／非含有をご判断ください。
- ・ 情報が得られない場合は判定欄に「調査中」として、期限までに一次回答をしてください。その際、回答できる期日を備考欄に記載をお願いします。

#### ④調査回答

- ・ 「指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書」に必要事項を記入し、取得担当者宛に送付してください。

## 4. 調査依頼とchemSHERPAでの回答のお願い

---

日本電子グループへ納入する全ての調達品についての**化学物質含有調査の回答は、chemSHERPAの成分データで回答**をお願いします。

「**指定化学物質に関する回答書 兼 非含有保証書**」を併用して調査依頼を行いますので、chemSHERPAの**成分データ**が得られない場合は、こちらを使用して回答をお願いします。

chemSHERPAの詳細は、ダウンロードした際に提供される「**成形品ツール 操作マニュアル**」「**成形品ツール 入カマニュアル**」をご覧ください。

入手した chemSHERPA データは、含有情報に変わりがない限り**再利用できます**。保管と管理（最新データの入手等）をお願いします。